



北の 産業保健

HOKKAIDO



労働福祉事業団
北海道産業保健推進センター



白鳥：尾岱沼

INDEX

所長あいさつ	1
北海道労働基準局長あいさつ	2
北海道医師会長あいさつ	3
北海道大学医学部長あいさつ	4
財団法人北海道労働保健管理協会会長あいさつ	5
日本労働組合総連合会北海道連合会副事務局長あいさつ	6
北海道経営者協会専務理事あいさつ	7
産業保健相談員紹介	8～10
北海道における健康診断実施結果	11～14
産業保健推進センターの制度・業務	15
図書・ビデオ等貸出しのご案内	16
地域産業保健センターの業務と案内	17
監督機関と管轄区域	18～19
産業医・事業所分布図	20～21

情報誌「北の産業保健」の 創刊にあたって

北海道産業保健推進センター

所長 佐藤 研 介



皆様方にはますますご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

顧みますと平成7年は1月の阪神大震災に始まり、地下鉄サリン事件等々暗い不愉快な事の多い1年間ではありましたが、私ども北海道に於ける産業保健活動の一翼を担う者にとりましては、待望の北海道産業保健推進センターの開設がみとめられ、6月の開所式をへて9月からは実質的な活動に入る事ができましたことは誠に喜ばしい事でありました。当センターの活動は未だ充分とは申せませんが、徐々に活動の範囲を拡大し、皆様方の御期待に沿うことが出来ますように関係者一同、最大の努力を傾けているところでございます。

既に御高承のように、産業保健推進センターは労働省が労働福祉事業団に業務委託をした地域の産業保健活動の充実と活性化を目的とするものであり、その業務内容といたしましては、

1. 地域産業保健センターに対する支援
2. 産業保健に関する専門的相談
3. 産業保健情報の収集と提供
4. 産業医等に対する研修および支援
5. 産業保健に関する広報・啓発

等々が挙げられております。

ご存知のように北海道に於ける産業界は相次ぐ炭鉱の閉山、林業水産業の低迷が相次ぎ大企業が姿を消して行くなか、中小製造業も伸び悩んでいる上に広域地域に散在するために、産業保健活動は本州の産業先進地域に比して必ずしも充実しているとはいえず、産業保健にかんする情報も現在のところ充分には集約出来ていないような状況にあります。

このような状況の中で、今般、当センターの活動の一つの柱である産業保健情報の収集と提供、広報・啓発等を目的とした情報誌「北の産業保健」を発刊する事と致しました。この情報

誌は当センターが各分野から収集した産業保健に関する情報を分析して発表するほか、当センターに常駐する相談員からの相談事例報告、産業保健活動に対するアドバイス、紙上相談等々、幅の広い紙面としたいと考えております。

地域産業保健センターの展開について労働省は、当初の計画どうり平成9年度中に全国展開を完了する予定と聞いております。この計画どうり展開致しますと今後2年間に14個所の地域センターが開設されることとなり、地域センター間の情報交換も必要な課題となってくる事と思われることから、地域センターの活動のためにも必要な情報誌になるであります。

以上の観点から、産業保健関係の諸機関、事業所、保健活動にたずさわる方々のご活用と情報のご提供を、重ねてお願い致しまして創刊のご挨拶と致します。



産業保健活動の活性化のために 実践的知識の提供を期待します

北海道労働基準局

局長 渡 邊 勝 彦



『北の産業保健』の創刊に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方には平素より労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の労働者の健康状況は、近年の高齢化社会の急速な進展にもより、高血圧症、肝機能障害といったいわゆる成人病に罹患する労働者が増加するとともに、技術革新、作業態様の変化等による疲労やストレスの問題も生じて来ていることから、健全な企業活動を展開するうえで従業員の健康確保は企業経営者にとっても重大な関心事となっています。

全国の職業性疾病の発生状況は、昭和54年には20,000人を超えていたものがその後は着実に減少傾向にあり、平成6年には9,915人（前年比3%増）と2年連続で1万人を下回りました。

北海道における職業性疾病の発生は、皆様の御努力によりまして、全国の傾向と同様に順調に減少しておりますが、平成6年には561件発生しております。

前年と比べて29件（4.9%）減少し、疾病の内訳を見ると「負傷に起因する疾病」が最も多く、この中でも負傷による腰痛が269件（48%）を占めています。ついで、粉じんによる疾病が121件（21.6%）となっています。

一方、北海道における労働者の健康をめぐる状況を平成6年の一般定期健康診断の実施結果で見ると、常時50人以上の労働者を使用する事業場における受診労働者数は457,643人で、このうち161,638人が何らかの所見を有しており、有所見率は35.32%と、労働者3人に1人以上が有所見者となっています。

このような状況を踏まえ労働省としては、産業医、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するため、札幌市に労働福祉事業団の運営による

「北海道産業保健推進センター」を平成7年6月に設置するとともに、産業医の選任義務がない労働者数50人未満の事業場に対して産業保健サービスを提供する「地域産業保健センター」を、札幌市、室蘭市、北見市に設置して産業保健活動の一層の推進を図ってまいりました。

加えて、労働者一人一人に健康指導を実施する「心とからだの健康づくり（THP事業）」、疲労やストレスを感じることが少ない職場づくりを援助する「快適な職場環境の形成事業」、中小企業の安全衛生水準の一層の向上のための「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度」等の施策を推進することにより、労働者の健康を守り、更にその保持増進が図られるようにも努めております。

産業医、衛生管理者等の産業保健関係者の皆様に産業保健に関する専門的かつ技術的な最新の実践的情報を提供することは、事業場における労働者の健康確保対策を推進するうえで非常に重要であります。

このたび、北海道産業保健推進センターが創刊する情報誌『北の産業保健』は、産業保健活動の活性化を図るためのより実践的な知識の情報源として、北海道における産業保健活動、労働衛生水準の向上に寄与するものと期待しております。

最後に、北海道産業保健推進センターの活動が道内の産業保健関係者に十分に理解され、産業保健関係者に対する支援の事業が円滑に進み、産業保健活動の中核として十分な役割を発揮されることを期待するとともに、関係各位におかれましては、今後とも産業保健活動の向上に御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、創刊のお祝いの言葉とさせていただきます。

北海道産業保健推進センター 情報誌の創刊号を記念して

北海道医師会

会長 吉田 信



最近の労働衛生を取り巻く状況をみると、産業医学の普及、産業医の活動、さらに事業所の労働安全衛生活動に対する努力の積み重ねなどにより、従来の職業性疾病はかなり減少して参りました。

しかし、近年の高齢社会への急速な移行と産業構造の変化に伴って、いわゆる成人病、心身相関の疾病、メンタルヘルスに関わる疾病など働く人々の疾病構造にも変容がみられ、健康に不安を持つ労働者が増加しつつあることも事実であります。

このような情勢に対応し、労働安全衛生法では、従業員数50人以上の事業場には産業医の選任を義務づけ、事業場の職場巡視等を通して、医学専門的立場から労働衛生管理体制の整備に対する助言・指導を行うとともに、各種健康相談事業を実施し、労働者の健康の保持増進に深く関わることとなりました。

北海道医師会といたしましては、昭和56年から産業医を中心に産業医研修会等を実施し、産業医の資質の向上を図るとともに、産業保健活動の充実に力を注いで参りました。

一方、従来から指摘されておりました産業医の選任義務のない、従業員50人未満の事業場に働く人々の健康確保の問題については、ようやくその改善方策が計られるようになりました。即ち、平成5年度から、小規模事業場の労働者に対して地域医師会の産業医グループが担当して産業保健サービスを提供する「地域産業保健センター」（北海道では現在3カ所に設置）を設置したのであります。更に産業医等の活動や「地域産業保健センター」の活動を支援するための「産業保健推進センター」（各都道府県に1カ所設置予定）の設置が平成5年頃からスタートいたしました。

この様な時期に、「産業保健推進センター」

の事業の一環として、産業保健関係者の活動状況及び、地域産業保健センターの事業内容等をPRする情報誌発刊の運びとなりました事は、誠に時宜を得た施策として、敬意を表するものであります。

本書の企画・編集に従事された関係各位に深く感謝を表しますと共に、本書が広く活用されて、産業保健活動を軸とした職場の産業保健水準の向上に大きく寄与されますよう大いにご期待申し上げます。



創刊号に寄せて

北海道大学医学部

部長 斎藤 和雄



この度、北海道産業保健推進センターの情報誌の創刊号を発行する運びとなったことは、本センターの開設に加えて誠に喜ばしいことであり、開所初年度の活動の足跡を残す上でも極めて意義深いことと考えます。

都道府県産業保健推進センターは平成5年度から地域産業保健センターを支援し、都道府県単位で産業医の活動が円滑に行われるように専門的技術や情報などを提供する組織として機能する趣旨のもとに設置されることとなったものであり、北海道産業保健推進センターは、平成5年度に整備された山形、栃木、愛知、兵庫、広島、福岡の6ヶ所、平成6年度に設置された宮城、千葉、富山、大阪、香川、熊本の6ヶ所、計12ヶ所に続いて、平成7年度に埼玉、長野、京都と共に開設されたものであり、このことは北海道の産業保健に係わる者、さらに北海道で働く労働者にとって誠に好ましいことであり、労働衛生を専門として、センターの運営に関係する者の一人としてたいへん嬉しく、心からお祝いを申し上げる次第です。

産業保健推進センターは組織図にみられるように都道府県医師会の協力を得て、健康診断機関および労災病院等と密接な連携を図りながら、労働者の疾病の早期発見、早期治療に努め、働く人々の健康の保持増進に寄与することであり、真に産業保健活動推進の要を演ずる重要な機関といえます。

労働衛生の歴史を概観すると、1700年、ラマッチーニにより働く人々の病気（*Demorbus artificum diatriba*）が発刊されてから、すでに295年経過したことになりますが、この著書は今も名著に変わりはなく、産業保健を専攻する者にとって必読の書といえます。その内容は記述的に明らかにされていますが、職業起因性の疾病の特徴が強い印象として胸に刻まれ

ます。働く人々の種々な病気は、病像こそ異なりますが、ラマッチーニの著書の中に流れる本質は現在も変化はないと考えます。

近年、労働者の疾病は多様化し、私病、業務関連疾患、職業性疾患、災害性疾患の4種類に分類されています。労働関連疾病は心身症、高血圧、虚血性心疾患、胃潰瘍などであり、これまでの業務上疾患と異なり、その危険因子として各種の労働ストレスが深く係わり、要因は単一というよりは多要因的であります。職業性疾患は有害物質の中毒、職業がん、職業性アレルギーなどのいわゆるこれまでの業務上疾病であり、これらの原因は単一または多要因的であります。産業保健推進センターの役割の中で、このように多様化した労働者の疾病の予防と健康増進対策は極めて重要な部分であります。戦前戦後の激動期に経験した深刻な労働衛生上の問題は、近年かなり改善され、法的整備が行われました。快適な職場と健康な労働者の姿を念頭において、労働態様が極端に変わると想定される21世紀における産業保健の在り方を探りながら、その基盤作りを行うことの重要性を痛切に感じます。

北海道産業保健推進センターがこの創刊号の発刊を契機として、趣旨に掲げる重要な各種事業を成就し、本道における産業保健活動の推進に貢献することを心から念願してやみません。



北海道の労働衛生管理水準の 向上を期待して

財団法人北海道労働保健管理協会

会長 横山 博



待望の北海道産業保健推進センターが開設され、ここに情報誌が発刊されることは誠に喜ばしく、今後の活躍を祈念し、心からお祝いを申し上げます。

過去の北海道を支えた石炭産業は壊滅状態で、鉄鋼・製紙・造船・林業・鉄道などの基幹産業にも昔の隆盛はなく、新しい自動車産業・電子産業等の誘致も少なく、二次産業の不振が顕著で大企業は減少傾向で、中小零細企業の占める割合が増加しています。その結果、大企業の専属産業医とそのスタッフや大学関係者を中心に推進されていた北海道の労働衛生活動は近年やや停滞状態にあります。北海道の労働衛生管理水準の向上のために産業保健推進センターの果たす役割は非常に大きく、特に広い北海道では情報誌の発行が極めて重要であり、その内容の充実を期待します。

労働衛生の原点は業務上疾病の絶滅にあります。全国的には昭和54年当時から減少し、平成6年には半減し、1万人以下と云われます。しかし北海道では平成6年度末現在、民間で2873名の振動障害患者と1903名のじん肺患者を抱え、この内、振動障害の最近1年間の新規認定患者は57名、じん肺の新規認定患者は121名という現況であります。都道府県別では第1位と思われる、その撲滅が最重点課題と考えて居ります。共に私が過去30年来取り組んできた課題で、自らの非力に断腸の思いであります。1日も早い絶滅が望まれ、関係各位のご努力とご協力をお願い致したいと存じます。職業病対策から始められた労働衛生管理は健康管理・作業環境管理・作業管理の3本柱を基本に各企業の労働衛生管理体制の整備に伴い、最近では、心身両面にわたる健康の保持増進、快適な職場環境の形成、労働時間の短縮、成人病や一般疾患の予防対策へと急速かつ広範な展開を示して居ります。

企業主と働く人々が共に労働衛生管理の重要性を認識し、自主的に協調して産業保健活動を推進することが望ましく、産業医をはじめとする産業保健スタッフが、計画から実施、更には事後措置までも支援できることが理想であります。しかし経済の不況下、特に中小零細企業では労働衛生管理等は閉ざされがちです。このような企業主に対し、私達は「法律に決められているから実行して下さい」と云うような過去の対応を反省し、企業で働く人々の資質を最大限に発揮でき、働く人々自身の幸せと企業の繁栄に繋る産業保健の推進の重要性を理解してもらうために、労働衛生教育に努めなければなりません。従業員50人以下の産業医のいない企業を支援する地域産業保健推進センターの活躍と、それを支援し、50人以上の企業の産業保健スタッフをも支援される北海道産業保健推進センターのますますの活躍を期待いたします。



新しい時代に対応した 産業保健活動に期待する

日本労働組合総連合会北海道連合会

副事務局長 工 藤

寛



我が国の産業保健サービスは、主として職業性疾病の予防に始まり、その後の社会情勢の変化に対応し、労働者の成人病対策、健康の保持増進対策等にその内容が拡充されてきました。また、これらの産業保健サービスの提供体制についても、産業医、衛生管理者等の事業場内外の産業保健スタッフによる体制が順次確立されつつあります。

このような産業保健活動は、労働者の生涯を通じた健康管理の一翼を担うものとして、職業性疾病の予防、労働者の健康づくりなどに大きな役割を果たしているものです。

産業保健を取り巻く近年の社会情勢を見ると、疾病構造の変化、高齢社会の到来、経済構造の変化、技術革新に伴う業務内容・労働の身体的精神的負担の変化が見られます。

労働者においては、労働に対する意識の多様化がみられ、個々の労働者に適した人間的な労働を目指す流れが強まり、健康問題への関心が高まっています。また、事業場においては、労働力人口の減少が見込まれる中での健康な労働力確保の必要性の高まり、若年・壮年男子以外の労働者の増加等の変化が著しい状況にあります。

さらに、業務内容を問わず、身体の不調及び健康の不安を感じている労働者が少なくないこと、いわゆる「過労死」に対する社会的関心が高まっていることなどに見られるように、職場における健康管理、健康保持増進がますます重要な課題となってきています。

産業保健サービスの内容は、これらの変化課題に対応し得るものでなければならないと思います。

もとより、健康は、自ら保持増進することが基本ですが、労働者にとっては、日々の労働の内容、職場環境、職場における健康管理

の実施状況等が、健康に大きな影響を与えるものと考えます。また、労働者が健康で働けることは、事業場にとっても有益であり、重要な課題であると言えます。

このため、事業者は事業場において適切な産業保健サービスを提供し、労働者の健康保持増進を図る体制を整備することが必要であります。

また、事業場の規模等の事情により、産業保健サービスを事業場内で提供することが困難な場合においても、すべての労働者が十分な産業保健サービスを受けることができるよう、地域における提供体制を確立していく必要があります。

このような時にあって、『北海道産業保健推進センター』が設立され、産業保健関係者の活動、関係機関等の事業を情報面から支援する目的として情報誌が刊行されることとなりましたことは、誠に時宜を得たものであり関係者のご努力に敬意を表します。

本誌が産業保健関係者の皆さんに幅広く活用され、新しい時代に対応した産業保健活動の推進と健康・安全で快適な職場づくりに寄与することを強く期待しております。



産業保健活動の推進と充実を期待する

北海道経営者協会

専務理事 上野 博



急激に高齢化の進むわが国においては、先づ第一に高年齢者の雇用と社会保障のあり方について、企業・国・社会・個人が協力して真剣に対応を考えねばなりません。

今後21世紀初頭にかけて新規学卒者数は急速に減少して参ります。企業は高年齢者の雇用と有効活用に積極的に道を開く必要に迫られてくるであります。

そして多くの高年齢者は加齢とともに、雇用から社会保障へ移行することとなります。

21世紀を展望した社会保障を考えますとまずわが国社会が活力を失わないよう「経済成長が社会保障負担を支える」という基本の理解を徹底することが重要であります。

年金・医療・介護などのコストは、高齢化の進行に伴って増嵩し財政、企業、個人の税負担を確実に増大させます。こうしたコスト負担が過重となれば、社会の活力を阻害し、経済成長にマイナスの影響を持つことは、先進諸国の歴史の示すところであります。

臨調、行革審の掲げる「高齢化のピーク時に於ても、国民負担率を50%以下に抑制する」ことの重要性をあらためて認識し、その達成を誤らないものにしてゆかねばなりません。

医療費については、その伸びを国民所得の伸び率の範囲内に抑えるという方針が打ち出されているが、医療より健康づくりを中心に高齢化の下でもその方針を徹底遵守することが求められます。

年金については、改正の方向が一応固まった段階であるが高齢化いかに再度見直しの必要もあるであります。さらに高齢者介護の問題もこれからの社会保障問題としてすぐ出て参ることでありましょう。

高齢化社会の対応については、社会保障がカバーすべきは基礎的なもの、自助努力の及ばな

い場合といった基本原則を誤るべきではないのであり、最も重要な要素は国民の自助努力であります。

以上を見て参りますと、高齢化時代においてはますます産業保健活動も内容の充実が必要であり、その活動範囲も拡大する必要が出て参りましょう。

中小企業の場合まだまだ産業保健サービスを受ける機会の少ない労働者も多く、また心の悩みやガンを含め、成人病に苦しむ労働者も数多くおります。これからの産業保健活動は、従来の健康管理にとどまらずメンタルヘルス対策や職業性疾患への対応、女性労働者の健康問題への取り組みさらに健康増進への対策等その量や質の転換とキメ細かなサービスが求められております。

労働者が健やかに働くことができるようにするためには、職場のみならず地域、家族を含めた労働者の生活全体を対象とし、かつその生涯にわたって身体と精神の調和がとれた健康な生活をおくれるよう総合的施策の展開が必要であります。

健康な労働者は、社会を支える基盤であり前段で述べました高齢化社会における高年齢者の活用・雇用機会の拡大・年金・介護・少子化対策などすべて健康な労働者が基盤になります。その健康を増進するための産業保健活動は、21世紀に向けて新たな視点に立った取り組みとこれまで以上に広範な努力が必要となり、北海道に産業保健推進センターが設置されたことにより、産業保健活動の一層の推進と充実を期待いたします。

顔の見える産業保健活動を基本として

北海道大学医学部衛生学教室

神山 昭 男



わが国における技術革新は、世界一流のオフィスオートメーション(OA化)やファクトリオートメーション(FA化)を生みだし、産業現場では情報機器や自動化機器などの操作や点検方法を熟知し、使いこなすことが共通課題となりました。

情報化社会の中心的役割を担うこれらの機器は年々高機能化し、複雑化しています。おまけに、コストはどんどん低下しています。例えば、コンピュータ間の通信機器としてモデムという装置があります。モデムの性能は通信速度によって決まり、送受信における単位時間当たりの情報量(bps)が多いほど優れた機能を備えていることになります。コストパフォーマンスは、100bpsあたり2年前は347円であったのが現在は104円となり、少なく見積もっても3倍以上の上昇となりました。

そのため、購入した機器によりやく使い慣れた頃には、すでに「古い」機器となってしまう、あるいは半年も遠ざかっていると、前に使用したときの技術やカンには役に立たない、仕事場のマニュアルを読んでも機器の中身やお互いの関連性、使い勝手がわからない、などの場面がしばしば見受けられます。

さらに、情報の伝達手段も多様化し、電話、ファクスに加え携帯電話や人工衛星、光ケーブル、コンピュータを介したネットワーク通信などが加わってきました。次第に、人間と人間とのコミュニケーションも用途に応じて選択の幅が広がり、これらをどのように組み合わせるかが新たなテーマとなっています。情報網の網の目が緻密になればなるほど、このテーマは複雑かつ拡大するよう思われます。

産業保健の目的は、人間に対し仕事を適応させること、各人をして各自の仕事に対し適応させるようにすること(1950年のWHO(世界保

健機関)とILO(国際労働機構)が採択した宣言文)であり、この目的に根ざしたマン・マシン・インターフェースの重要性が指摘され、例えば、わかりやすい、負担が少ない、誰でも簡単に操作ができる、などが機器設計の大切なコンセプトとなってきました。

現在では、一つ一つの機器についてばかりでなく、情報網として複数の機器が接続された巨大システム全体についても、このような視点から考慮すべき段階を迎えていると思えます。人間は機械に使われてはならないという古くからの戒めのことばもあります。今日では、機械を情報網に置き換えて、情報網に振り回されないようにするためにはどうすればよいのかを考えていくことが重要でありましょう。

そして、情報化社会の進展に伴い、仕事場では顔の见えないコミュニケーションが増えてくるかもしれません。人間のコミュニケーションは顔と顔の出会いの中ではぐくまれ、その機微と要領を人間は経験を通じて学んでいきます。人間相互のコミュニケーションの基本となる顔の見える産業保健活動を大切に、情報化社会のひずみを直視しながら数多い難題を乗り切っていこうではありませんか。本センターの充実と発展を心より念願しています。



北海道らしい「地域に根ざした活動」を進めたい

札幌医科大学公衆衛生学教室

岸 玲 子



相談員として北海道産業保健推進センターで仕事を始めました。産業保健活動の色々な場面で少しでもお役にたてればと考えていますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

これからの活動の進め方については「北海道らしい地域に根ざした活動」が大事だと思います。北海道産業保健推進センターで最初に制作した宣伝ポスターは、広い農場を背景に作業ズボン姿の若々しいお嬢さんが採れたばかりのとうもろこしや野菜を掲げて元気にアピールしている写真ですが、これもいかにも北海道らしいですね。確かに農業従事者の数はひと昔前に比べると減少してはいますが、北海道ではいまだ農業人口の占める割合は都道府県中もっとも高く、林業や酪農業・漁業なども含めると第1次産業で働いている方はかなりの割合に上ります。

職業保健活動の進んでいる外国、たとえば北欧などヨーロッパ諸国の産業保健活動や、ILOの職業衛生サービスに関する最近の第161号条約などを見ますと職業衛生サービスの受け手は「すべての働く人々」です。すなわち農業従事者や商工業などの自営業者も全て対象に入ります。都道府県産業保健推進センターや地域センターの活動のめざすところは「50人未満の事業所で働く人々も対象に」ですので、その意味するところは理念上も極めて高いと考えられますが、これも北海道で考えればごく当然のことと思います。

歴史的に見ましても、北海道では、炭坑や金属鉱山で働く人々が多数おられましたし関連の製造業もいろいろありました。産業変動の波をもろにかぶって地域の基幹産業は衰退してしまいましたが、これまで研究者という立場でこれらの産業中毒や塵肺、職業がんなどに関わってきた私の目からみても、戦後数十年間、日本の産業を底辺で支えてきた働く人々の労働の実態

と北海道の産業保健・職業病などの歴史は表裏一体であることに気づかされます。従いましてセンターで地域の働く人々の健康を守り増進する活動はまず地域の産業を知り職場を知る第一歩から始まるのではないかと考えさせられます。

これからの産業保健サービスは労働条件・作業環境改善のための包括的な活動の一環として職業生活の各方面を視野にいった活動や機能が要求されます。健康に対するリスク評価や作業に関連した健康影響のサーベイランス、職業上の事故や病気の疫学的な分析など、産業医を始め専門家集団の守備範囲は広がり、要求される力量も大きくなってきています。労働衛生、人間工学、産業看護などの技術職員・事務職員との総合的なチームサービスが重要になるのは申すまでもありません。産業保健推進センターが、北海道で産業保健サービスを提供する各専門職や、働く人々と事業所にとって、必要な情報や教育訓練・助言を十分行うことのできる機関であるよう私も及ばずながら努力してまいりたいと考えています。



「ポスター」より

産業保健相談員となって

北海道安全衛生研究所

岡崎 富夫



労働福祉事業団が、働く人達の健康確保を大目標として産業医を始めとする産業保健関係者等の支援を目的として、平成7年4月1日北海道産業保健推進センターが設立されました。

小生は、労働衛生工学担当の産業保健相談員として発足頭初からお手伝いすることとなり現在に至っておりますので、労働衛生工学サイドから2、3コメントし当センターの活用方をお願い申し上げる次第です。

労働衛生工学とは、労働衛生辞典によれば労働環境を工学的手法で良好なものにする目的で、作業環境の整備、改善、有害物の測定などの環境測定、作業方法の改善、労働衛生保護具の改善などと示されており、この定義からすれば、現在のきびしい経済環境下ですから作業環境をよりよいものとして、私の言葉「今日も元気で職場の友と楽しく働こう」という前向きで仕事に集中する職場集団とすることが、総合力が高まり業績もあがるものであることは自明の理で大いに利用されるべきと思うのですが、私どものPR不足のせいか、その活用状況は今イチの状況です。

そこで、一日一善ではありませんが、毎週できる限りPRのため個々の事業場を訪問して当センターの業務を紹介し活用をお願いして参りました。

その結果、ある事業場のケースについて報告します。

この事業場では有害業務を有するところではありませんが、今、快適職場づくりが求められていますので、道内にちらばっている職場の一般環境をチェックしたいとの事でありました。そこで、当推進センターにご来所頂き、とりあえず次の機器により現在の事務所の作業環境のデータをとるようお奨めしました。

事務所の気積計算

実人員1人当たり10m³以上の気積があることを確認する。(この際床上4m以上の空間と機器の占める空間は控除する。)

一酸化炭素及び炭酸ガス含有量

検知管方式による測定で、COガスについては10ppm以下、CO₂ガスについては1,000ppm(0.1%)以下であることを2カ月に一回測定し確認する。(空調室以外は5倍の値)

室温及び外気温、相対湿度

アスマン通風乾湿計で2カ月に1回測定し、できれば気温、気流、気湿の3要素を考慮して設定された実効温度という指標でチェックすることも大切である。この指標によればデスクワークで60～65度が至適温度とされる。なお気流の測定は一般に熱線凡速計が用いられる。

また、室温は17℃以上28℃以下、相対湿度は40%～70%の範囲、気流は0.5%以下とすることになっている。

騒音

いま、多くの事務所でマイコンなどのOA機器が多数使用され、事務所のそう音が問題となって来ているので、等価そう音レベルでのそう音計を用い作業環境測定基準により測定するとよい。また、そう音を発生する機器が5台以上同時に使用する場合には、専用の作業室を設けるとよい。

このコメントに対し、今回はそのアウトラインを知りましたので具体的なチェックは後刻機器を借用して実施することになりました。

そして、今回は社員の安全衛生意識を高めるための「安全衛生レベルを高める具体的な諸対策」というテーマで講話を行ないました。

「北海道における健康診断実施結果」

最近の労働者の健康をめぐる状況を、北海道労働基準局が取りまとめた平成6年の一般定期健康診断実施結果で見ますと、近年の高齢化の進展に伴い高血圧症、虚血性心疾患等の作業関連疾患につながる所見を有する労働者が増加する傾向の中で、有所見率は受診労働者の35.3%と、労働者3人に1人以上が有所見者となっています。健康管理は健康診断の実施を通じて労働者の健康状態を把握し、健康障害を未然に防ぐことができるような積極的な内容のものであることが必要とされて来ております。

定期健康診断実施状況 その1

(平成6年1月～12月)

業 種		区 分	健診実施 事業所数	受診者数	平 均 受診率	特定業種従 事労働者数	他 覚 所 見			聴 力(1,000Hz)			聴 力(4,000Hz)			聴 力(そ の 他)			胸 部 X 線 検 査			喀 痰 検 査			血 圧		
							実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率
製 造 業	食 料 品 製 造 業		348(26)	34,278	86.4	4,278	29,563	1,126	3.81	23,998	1,635	6.81	23,997	2,466	10.28	7,617	128	1.68	33,809	1,001	2.96	251	4	1.59	34,087	4,627	13.57
	織 維 工 業		3(0)	233	99.0	6	57	0	0.00	166	23	13.86	166	29	17.47	14	0	0.00	222	15	6.76	0	0	0.00	232	25	10.78
	衣服・その他の繊維製品製造業		42(0)	3,099	88.6	361	2,702	53	1.96	1,840	94	5.11	1,840	114	6.20	1,058	6	0.57	3,080	63	2.05	0	0	0.00	3,099	302	9.75
	木材・木製品製造業		68(5)	5,834	92.8	362	4,524	147	3.25	4,548	470	10.33	4,547	1,436	31.58	812	23	2.83	5,735	294	5.13	0	0	0.00	5,760	885	15.36
	家具・装備品製造業		32(0)	2,244	92.1	314	2,042	9	0.44	1,551	113	7.29	1,552	338	21.78	590	2	0.34	2,153	40	1.86	0	0	0.00	2,244	129	5.75
	パルプ・紙・紙加工品製造業		40(26)	8,432	97.3	4,639	5,868	99	1.69	6,123	271	4.43	6,868	829	12.07	817	26	3.18	6,552	148	2.26	613	0	0.00	8,425	814	9.66
	印 刷 ・ 製 本 業		40(3)	4,207	92.6	632	3,768	135	3.58	2,405	166	6.90	2,405	227	9.44	1,051	5	0.48	4,050	158	3.90	14	0	0.00	4,203	381	9.06
	化 学 工 業		39(13)	4,840	93.9	1,239	4,216	21	0.50	3,525	152	4.31	3,273	439	13.41	926	8	0.86	4,757	99	2.08	0	0	0.00	4,839	500	10.33
	窯業土石製品製造業		58(9)	4,411	94.2	817	3,753	91	2.42	3,691	303	8.21	3,632	1,000	27.53	625	4	0.64	4,400	166	3.77	0	0	0.00	4,411	647	14.67
	鉄 鋼 業		23(5)	4,422	94.6	2,148	4,131	15	0.36	4,249	181	4.26	3,967	505	12.73	416	7	1.68	4,422	116	2.62	52	0	0.00	4,422	386	8.73
	非鉄金属製造業		9(1)	779	96.5	240	779	5	0.64	348	12	3.45	348	69	19.83	422	1	0.24	751	16	2.13	0	0	0.00	779	49	6.29
	金属製品製造業		63(11)	5,682	90.3	1,067	5,399	29	0.54	4,086	218	5.34	3,996	800	20.02	1,510	9	0.60	5,583	154	2.76	0	0	0.00	5,682	674	11.86
	一般機械器具製造業		35(4)	3,699	91.1	772	2,842	33	1.16	2,597	125	4.81	2,597	560	21.56	1,189	11	0.93	3,690	56	1.52	0	0	0.00	3,699	480	12.98
	電気機械器具製造業		54(13)	8,447	91.9	1,571	8,419	73	0.87	5,328	148	2.78	5,337	345	6.46	3,157	19	0.60	8,426	70	0.83	67	46	68.66	8,411	575	6.81
	輸送用械器具製造業		19(3)	3,055	95.3	1,832	2,980	9	0.30	2,144	116	5.41	2,134	411	19.26	229	0	0.00	2,842	46	1.62	17	0	0.00	3,055	367	12.01
	電気・ガス・水道業		47(15)	7,656	92.6	898	7,236	401	5.54	6,894	189	2.74	6,820	577	8.46	741	20	2.70	7,649	261	3.41	0	0	0.00	7,655	1,236	16.15
	そ の 他 の 製 造 業		61(7)	5,930	90.0	448	5,572	290	5.20	3,827	157	4.10	3,645	357	9.79	1,408	6	0.43	5,904	119	2.02	2	0	0.00	5,881	535	9.10
小 計			981(141)	107,248	90.3	21,624	93,851	2,536	2.70	77,320	4,373	5.66	77,124	10,502	13.62	22,582	275	1.22	104,025	2,822	2.71	1,016	50	4.92	106,914	12,612	11.80
鉱 業			17(5)	3,373	90.9	2,533	3,301	25	0.76	2,880	60	2.08	2,880	257	8.92	486	0	0.00	3,361	45	1.34	215	0	0.00	3,373	266	7.89
建 設 業			326(12)	30,542	94.2	2,201	27,891	998	3.58	24,766	1,649	6.66	24,967	5,243	21.00	5,038	22	0.44	30,169	1,183	3.92	377	5	1.33	30,504	4,326	14.18
運 輸 交 通 業			422(139)	49,272	89.7	28,987	44,625	963	2.16	40,494	1,286	3.18	40,620	4,453	10.96	12,240	132	1.08	48,895	1,134	2.32	1,419	0	0.00	49,191	7,861	15.98
貨 物 取 扱 業			34(5)	4,074	91.3	926	2,854	335	11.74	3,680	154	4.18	3,544	376	10.61	372	4	1.08	4,022	122	3.03	25	0	0.00	4,074	438	10.75
農 林 業			56(4)	4,341	94.9	1,123	3,516	308	8.76	3,222	93	2.89	3,115	297	9.53	67	2	2.99	3,861	62	1.61	0	0	0.00	4,017	538	13.39
畜 産 ・ 水 産 業			4(0)	222	75.4	0	222	47	21.17	156	10	6.41	156	12	7.69	61	0	0.00	219	9	4.11	0	0	0.00	222	15	6.76
商 業			631(34)	65,419	87.5	5,674	58,409	2,703	4.63	40,031	1,362	3.40	39,200	2,194	5.60	19,432	79	0.41	64,610	1,342	2.08	1,386	3	0.22	64,617	4,651	7.20
金 融 ・ 広 告 業			211(5)	32,422	88.3	559	28,267	1,071	3.79	22,788	579	2.54	22,093	813	3.68	7,572	28	0.37	31,450	663	2.11	3,373	6	0.18	32,314	1,930	5.97
映 画 ・ 演 劇 業			3(0)	377	72.9	15	377	2	0.53	79	0	0.00	64	4	6.25	238	0	0.00	377	2	0.53	0	0	0.00	377	7	1.86
通 信 業			80(2)	17,330	97.9	3,045	9,759	108	1.11	13,698	467	3.41	13,697	915	6.68	2,179	11	0.50	17,113	266	1.55	270	0	0.00	17,297	1,978	11.44
教 育 ・ 研 究 業			77(5)	7,541	90.0	938	5,875	347	5.91	5,308	165	3.11	5,170	372	7.20	1,075	15	1.40	7,250	129	1.78	377	0	0.00	7,088	484	6.83
保 健 衛 生 業			402(90)	61,381	96.2	25,220	45,486	763	1.68	33,873	665	1.96	33,195	954	2.87	8,156	11	0.13	57,017	1,155	2.03	401	0	0.00	58,613	2,090	3.57
接 客 娛 楽 業			201(17)	22,788	86.6	2,992	19,425	738	3.80	15,091	693	4.59	14,543	1,189	8.18	4,461	45	1.01	22,411	613	2.74	243	1	0.41	22,732	2,261	9.94
清 掃 ・ と 畜 業			131(35)	16,502	76.4	3,546	14,503	700	4.83	13,643	1,136	8.33	13,485	2,306	17.10	1,867	110	5.89	16,388	712	4.34	918	15	1.63	16,332	2,539	15.55
官 公 署			11(2)	1,519	93.3	196	1,254	23	1.83	1,236	38	3.0	1,236	103	8.33	234	0	0.00	1,440	13	0.90	0	0	0.00	1,512	226	14.95
そ の 他 の 事 業			336(26)	33,292	84.1	3,318	29,617	3,696	12.48	21,994	861	3.91	21,770	2,162	9.93	5,966	84	1.41	32,617	1,089	3.34	554	9	1.62	32,978	2,751	8.34
合 計			3,923(522)	457,643	89.6	102,897	389,232	15,363	3.95	320,259	13,591	4.24	316,859	32,152	10.15	92,026	818	0.89	445,225	11,361	2.55	10,574	89	0.84	452,155	44,972	9.95

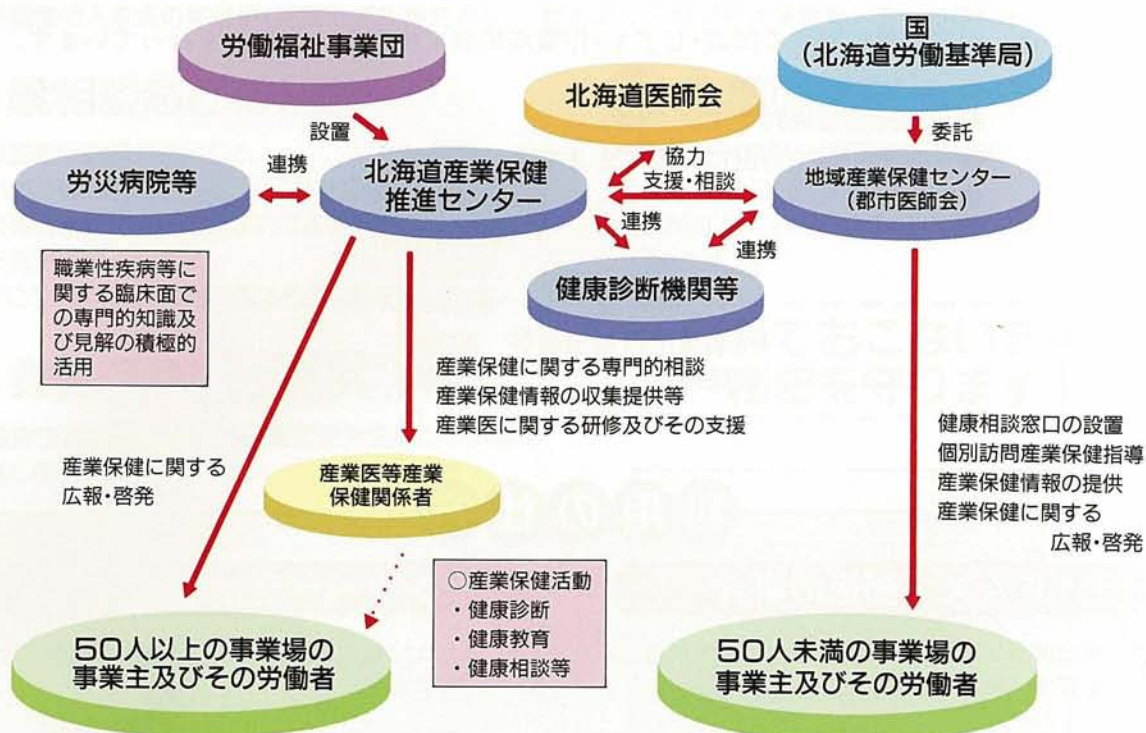
定期健康診断実施状況 その2

(平成6年1月～12月)

業 種		貧 血 検 査			肝 機 能 検 査			血 中 脂 質 検 査			尿 検 査 (糖)			尿 検 査 (蛋白)			心 電 図 検 査			医 師 の 指示人数	所見のあった者		歯 科 検 診		
		実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率		人 数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率
製 造 業	食 料 品 製 造 業	23,948	2,000	8.35	24,671	2,288	9.27	24,638	4,525	18.37	33,255	1,023	3.08	33,229	963	2.90	23,737	1,725	7.27	12,504	13,905	40.57	768	299	38.93
	織 維 工 業	174	26	14.94	174	44	25.29	174	37	21.26	225	2	0.89	225	5	2.22	167	11	6.59	69	123	52.79	0	0	0.00
	衣服・その他の繊維製品製造業	1,912	208	10.88	1,884	155	8.23	1,891	295	15.60	2,954	67	2.27	2,954	55	1.86	1,831	126	6.88	865	1,080	34.85	0	0	0.00
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	4,473	589	13.17	4,504	750	16.65	4,449	807	18.14	5,715	200	3.50	5,710	178	3.12	4,540	458	10.09	2,301	3,114	53.38	0	0	0.00
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1,571	71	4.52	1,548	91	5.88	1,548	144	9.30	2,216	90	4.06	2,216	14	0.63	1,514	114	7.53	814	828	36.90	0	0	0.00
	パルプ・紙・紙加工品製造業	6,424	271	4.22	6,516	692	10.62	6,446	993	15.40	8,278	294	3.55	8,299	183	2.21	6,447	255	3.96	1,445	2,216	26.28	630	278	44.13
	印 刷 ・ 製 本 業	2,622	208	7.93	2,654	490	18.46	2,614	479	18.32	4,141	159	3.84	4,140	128	3.09	2,202	192	8.72	1,219	1,554	36.94	45	30	66.67
	化 学 工 業	3,794	152	4.01	3,766	404	10.73	3,767	516	13.70	4,740	127	2.68	4,740	161	3.40	2,876	238	8.28	1,575	1,763	36.43	90	0	0.00
	窯業土石製品製造業	3,450	222	6.43	3,382	525	15.52	3,343	611	18.28	4,382	253	5.77	4,382	92	2.10	3,295	285	8.65	1,759	2,153	48.81	0	0	0.00
	鉄 鋼 業	3,021	140	4.63	3,689	341	9.24	3,689	375	10.17	4,392	166	3.78	4,392	121	2.76	3,691	203	5.50	881	1,430	32.34	34	0	0.00
	非 鉄 金 属 製 造 業	525	17	3.24	358	21	5.87	357	43	12.04	778	29	3.73	778	17	2.19	358	14	3.91	236	175	22.46	109	0	0.00
	金 属 製 品 製 造 業	3,734	211	5.65	3,919	499	12.73	3,873	605	15.62	5,632	243	4.31	5,491	113	2.06	3,588	218	6.08	1,933	2,176	38.30	33	0	0.00
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	2,386	104	4.36	2,501	299	11.96	2,501	383	15.31	3,664	181	4.94	3,664	96	2.62	2,384	174	7.30	1,557	1,626	43.96	0	0	0.00
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	3,960	141	3.56	3,990	328	8.22	3,990	700	17.54	8,136	144	1.77	8,210	197	2.40	3,391	198	5.84	2,130	1,997	23.64	58	2	3.45
	輸 送 用 機 械 等 製 造 業	1,720	90	5.23	1,762	270	15.32	1,762	294	16.69	3,047	83	2.72	3,047	86	2.82	1,857	77	4.15	779	1,065	34.86	59	38	64.41
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	4,795	454	9.47	4,799	2,310	48.14	4,792	1,724	35.98	7,644	226	2.96	7,644	299	3.91	4,750	442	9.31	3,045	4,359	56.94	84	49	58.33
	そ の 他 の 製 造 業	3,614	288	7.97	3,570	311	8.71	3,599	510	14.17	5,554	165	2.97	5,752	136	2.36	3,292	277	8.41	1,799	1,798	30.32	240	96	40.00
	小 計	72,123	5,192	7.20	73,687	9,818	13.32	73,433	13,041	17.76	104,753	3,452	3.30	104,873	2,844	2.71	69,920	5,007	7.16	34,911	41,362	38.57	2,150	792	36.84
鉱 業		2,916	28	0.96	2,916	271	9.29	2,916	376	12.89	3,369	104	3.09	3,369	54	1.60	2,814	100	3.55	799	900	26.68	0	0	0.00
建 設 業		24,112	1,475	6.12	25,131	3,803	15.13	24,813	4,248	17.12	30,319	1,771	5.84	30,238	979	3.24	23,753	2,320	9.77	11,902	13,942	45.65	229	46	20.09
運 輸 交 通 業		37,055	1,849	4.99	37,898	7,070	18.66	37,862	9,149	24.16	48,992	3,079	6.28	48,835	1,805	3.70	36,511	2,290	6.27	17,986	22,180	45.02	757	276	36.46
貨 物 取 扱 業		3,777	240	6.35	3,714	529	14.24	3,659	722	19.73	4,063	200	4.92	4,063	116	2.86	3,368	202	6.00	1,391	1,822	44.72	142	68	47.89
農 林 業		3,067	74	2.41	3,530	524	14.84	3,483	628	18.03	4,030	221	5.48	4,030	90	2.23	3,416	359	10.51	1,627	1,895	43.65	0	0	0.00
畜 産 ・ 水 産 業		148	10	6.76	148	10	6.76	148	36	24.32	219	11	5.02	219	3	1.37	142	12	8.45	34	66	29.73	0	0	0.00
商 業		41,169	2,394	5.82	39,270	4,471	11.39	38,992	6,588	16.90	62,302	1,572	2.52	62,362	1,823	2.92	34,964	1,995	5.71	18,575	19,266	29.45	1,818	880	48.40
金 融 ・ 広 告 業		25,013	1,240	4.96	25,443	2,164	8.51	24,799	3,286	13.25	31,504	663	2.10	31,394	774	2.47	20,940	835	3.99	7,719	9,041	27.89	886	286	32.28
映 画 ・ 演 劇 業		62	0	0.00	122	6	4.92	122	10	8.20	360	16	4.44	360	16	4.44	62	1	1.61	10	45	11.94	0	0	0.00
通 信 業		11,986	445	3.71	12,137	1,911	15.75	12,023	3,167	26.34	17,197	474	2.76	17,198	617	3.59	11,780	1,353	11.49	6,674	6,979	40.27	7	0	0.00
教 育 ・ 研 究 業		5,557	200	3.60	5,555	699	12.58	5,522	871	15.77	6,886	201	2.92	6,896	211	3.06	4,765	319	6.69	2,118	2,390	31.69	46	10	21.74
保 健 衛 生 業		46,299	2,378	5.14	48,878	3,288	6.73	47,248	5,505	11.65	55,789	943	1.69	56,577	1,392	2.46	27,589	1,417	5.14	10,614	13,835	22.54	286	27	9.44
接 客 娛 楽 業		14,961	1,062	7.10	15,435	1,639	10.62	15,374	3,032	19.72	22,227	682	3.07	21,965	778	3.54	13,920	908	6.52	6,290	7,740	33.97	253	24	9.49
清 掃 ・ と 畜 業		13,907	926	6.66	14,316	1,344	9.39	14,316	2,772	19.36	16,189	868	5.36	16,368	650	3.97	14,032	1,357	9.67	6,987	7,693	46.62	79	31	39.24
官 公 署		1,198	23	1.92	1,249	159	12.73	1,249	215	17.21	1,511	48	3.18	1,511	23	1.52	1,244	129	10.37	398	543	35.75	0	0	0.00
そ の 他 の 事 業		22,915	1,327	5.79	23,186	3,453	14.89	22,958	4,466	19.45	32,089	1,082	3.37	32,184	1,370	4.26	21,315	1,580	7.41	10,383	11,939	35.86	2,117	692	32.69
合 計		326,265	18,863	5.78	332,615	41,159	12.37	328,917	58,112	17.67	441,799	15,387	3.48	442,442	13,545	3.06	290,535	20,184	6.95	138,418	161,638	35.32	8,770	3,132	35.71

※本表その1・その2は、労働者数が50人以上の事業所の数値です。

産業保健推進センターの 制度の概要



産業保健推進センターの業務

●原則として無料でご利用できます。 ●相談内容等についての秘密は厳守いたします。

1 窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々の問題について、専門スタッフがセンターの窓口又は電話で相談に応じ、解決方法を助言します。

また、職場巡視等の実践的活動については、専門スタッフが現地に赴いて相談に応じ、具体的方法を助言します。

2 情報の提供

産業保健に関する図書・教材等の閲覧・貸出し、コピーサービスを行います。また、産業保健に関する情報をとりまとめ、情報誌を発行します。

※コピーサービスについては、実費を申し受けます。



3 研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。

また、当センター以外の団体が実施する研修について、教育用機材の貸出し、講師の紹介等の支援を行います。



4 調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施します。



5 広報・啓発

職場における健康管理の重要性を事業主に正しく理解していただくため、事業主セミナーを開催する等広報・啓発を行います。

6 地域産業保健センターへの支援・協力

図書・ビデオ等貸出しのご案内

センターは、産業保健に関する図書・ビデオ・作業環境測定機器等の貸出しを行っています。

- 利用料金は無料です。
- センター内で自由に閲覧できます。
- 貸出備品

図 書	約650冊
ビ デ オ	約220本
作業環境測定機器等	30機種
研修機器	5 機種

利用の仕方

FAX・郵送の場合

- 1 貸出備品リストより借りたいビデオ・図書等を探す（一人5点まで）
- 2 貸出申込書に記入してFAX・郵送でセンターに送る
- 3 宅配便で送られてくる（貸出期間10日間）
- 4 返却する（返却費用利用者負担）

センターへ直接来る場合

- 1 借りたいビデオ・図書等を持って受付へ（一人5点まで）
- 2 利用者カードを提示する
- 3 借りる（貸出期間10日間）
- 4 返却する（返却費用利用者負担）

貸出しビデオ・ベスト5

1. 正しい粉じん作業の基礎知識
2. 正しい呼吸用保護具の使い方
3. 職場とエイズ
4. ふせげ！酸欠災害－酸素欠乏症とその対策
5. 腰痛を防ぐには

貸出図書・ベスト3

1. 職場でおこる病気発見法
2. 公務員のためのメンタルヘルスハンドブック
3. 職業がん／疫学的アプローチ

お問い合わせは当センターへ

地域産業保健センターの業務と案内

労働者50人未満の事業場(産業医選任義務のない)はお近くの地域産業保健センターもご利用になれます。

健康相談窓口の開設

- 健康診断の結果が気になる。
 - 健康のため日ごろどんなことに気をつけたらよいか。
 - 従業員の健康管理はどうすればよいか。
 - 最近気分がすぐれない。
- などについて医師や保健婦などがお話を伺います。

産業保健情報の提供

- 労働衛生機関や日本医師会認定産業医などの情報を提供します。

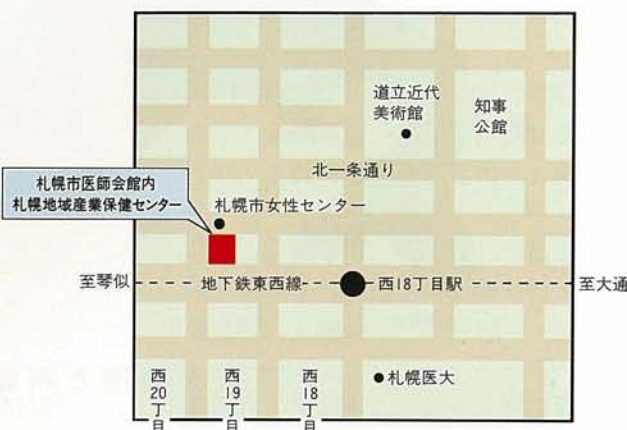
事業場の訪問

- 医師や保健婦などが事業場を訪問し、健康管理等のアドバイスを行います。
- ご希望により作業場を見て改善のためのアドバイスを行います。

**無料でおこないます！
秘密を守ります！**

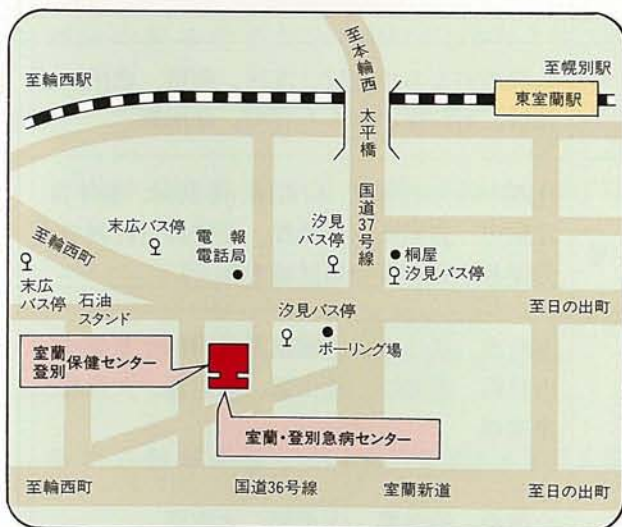
札幌 地域産業保健センター

(札幌市医師会館内)
〒060札幌市中央区大通西19丁目
TEL. (011)611-4181
FAX. (011)643-1511



室蘭 地域産業保健センター

(室蘭・登別保健センター内)
〒050室蘭市東町4丁目20番6号
TEL. (0143)45-4393
FAX. (0143)45-2292



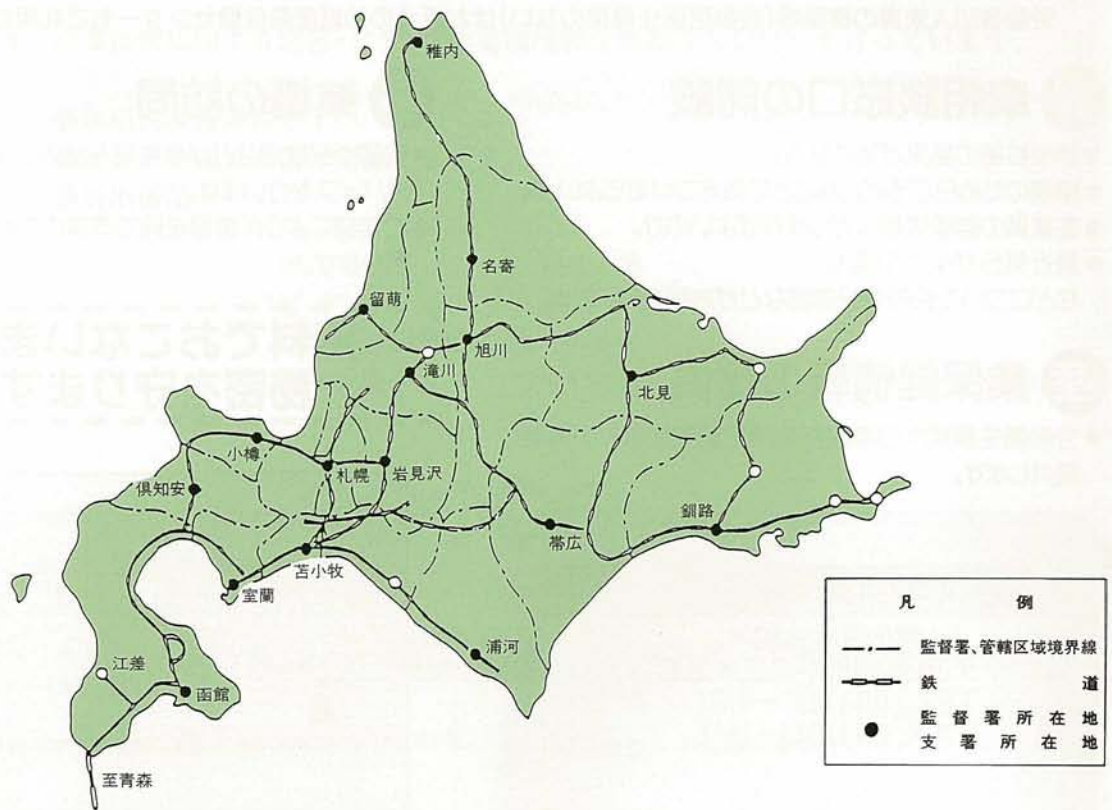
北見 地域産業保健センター

(北見市医師会館内)
〒090北見市北6条西2丁目
TEL. (0157)26-8510
FAX. (0157)26-8511



健康相談窓口の開催日は、最寄りの地域産業保健センターにお問い合わせください。

■ 監督機関と管轄区域



監督機関と所轄区域

(平成7年4月1日現在)

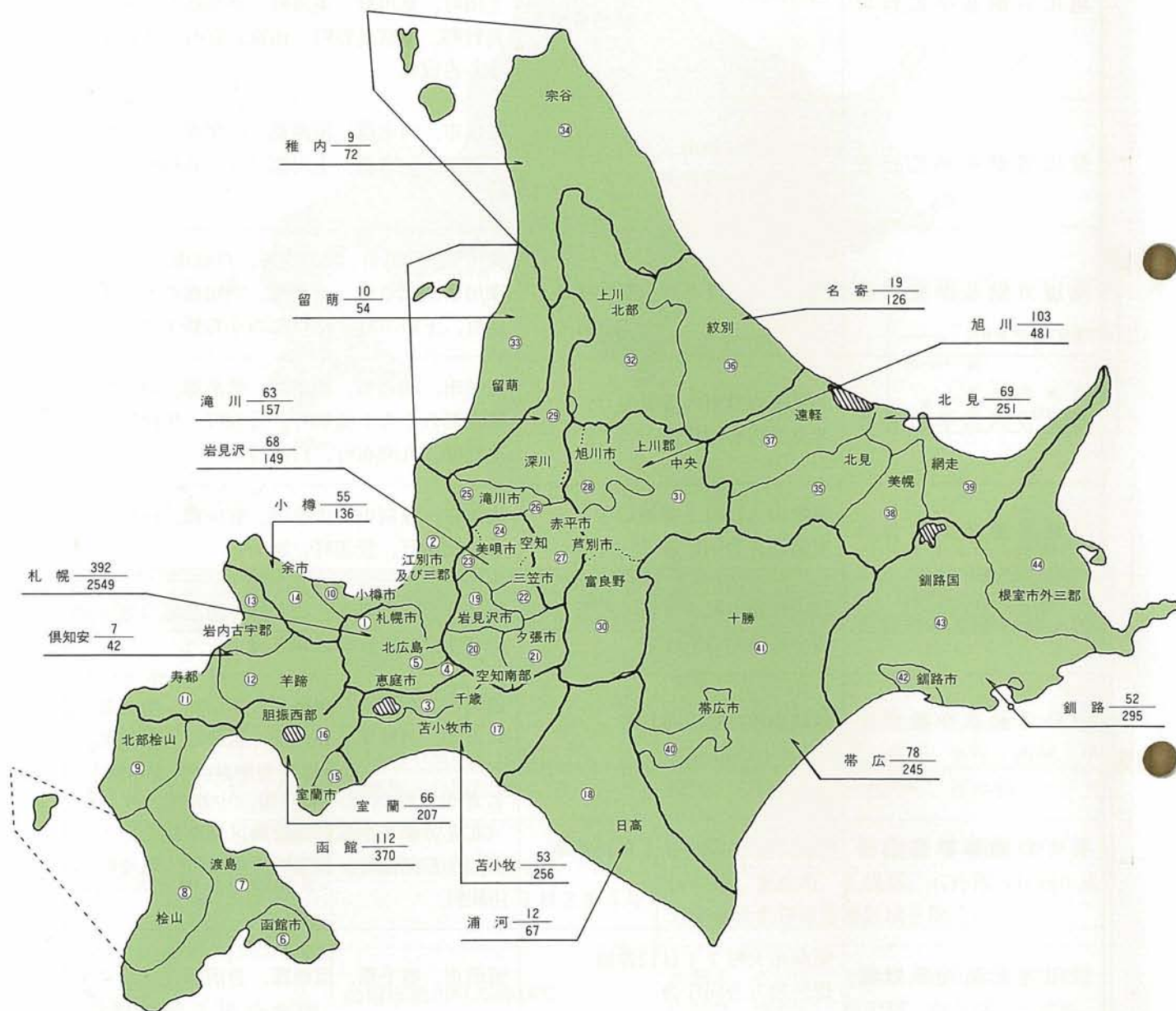
名 称	所 在 地	管 轄 区 域
北海道労働基準局	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎	全道
札幌中央労働基準監督署	札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	札幌市のうち中央区、北区、南区、西区、手稲区、石狩郡のうち石狩町、厚田郡
札幌東労働基準監督署	札幌市厚別区厚別中央 2条1丁目2番5号	札幌市のうち東区、白石区、厚別区、豊平区、江別市、恵庭市、札幌郡、石狩郡（札幌中央労働基準監督署管轄区域を除く）
函館労働基準監督署	函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎	函館市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、山越郡、瀬棚郡、桧山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡
小樽労働基準監督署	小樽市港町5番3号 小樽港湾合同庁舎	小樽市、積丹郡、古平郡、余市郡
岩見沢労働基準監督署	岩見沢市5条東15丁目7番地 岩見沢地方合同庁舎	岩見沢市、夕張市、美唄市、三笠市、樺戸郡のうち月形町、浦臼町、空知郡のうち北村、栗沢町、南幌町、夕張郡

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
旭川労働基準監督署	旭川市大町3条4丁目 3639番地1	旭川市、富良野市、上川郡のうち東鷹栖町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡のうち占冠村
帯広労働基準監督署	帯広市西6条南7丁目 帯広地方合同庁舎	帯広市、河東郡、河西郡、広尾郡、中川郡、十勝郡、足寄郡、上川郡のうち新得町、清水町
滝川労働基準監督署	滝川市緑町2丁目5番30番地	滝川市、砂川市、歌志内市、芦別市、赤平市、深川市、雨竜郡、浜益郡、空知郡のうち奈井江町、上砂川町、樺戸郡のうち新十津川町
北見労働基準監督署	北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	北見市、網走市、網走郡、常呂郡、斜里郡、紋別郡のうち上湧別町、湧別町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村
室蘭労働基準監督署	室蘭市入江町1番地13号 室蘭地方合同庁舎	室蘭市、登別市、伊達市、有珠郡、虻田郡のうち虻田町、豊浦町、洞爺村
苫小牧労働基準監督署	苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎	苫小牧市、千歳市、白老郡、勇払郡（旭川労働基準監督署管轄区域を除く）
釧路労働基準監督署	釧路市柏木町2番12号	釧路市、根室市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡、目梨郡
名寄労働基準監督署	名寄市西4条南9丁目16番地	名寄市、紋別市、士別市、中川郡、紋別郡（北見労働基準監督署管轄区域を除く）上川郡のうち剣淵町、和寒町、朝日町、風連町、下川町
留萌労働基準監督署	留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎	留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡
稚内労働基準監督署	稚内市末広3丁目3番1号	稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、天塩郡
浦河労働基準監督署	浦河郡浦河町堺町 西1丁目3番31号	沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡
小樽労働基準監督署 倶知安支署	虻田郡倶知安町北2条東3丁目	寿都郡、磯谷郡、岩内郡、古宇郡、島牧郡、虻田郡（室蘭労働基準監督署管轄区域を除く）

産業医・事業所分布図

認定産業医数 1,182

50人以上事業所 5,457



郡市医師会と管轄区域

ブロック別	郡市医師会名	事務所所在地	電話番号	区域
中央	札幌市	060 札幌市中央区大通西19丁目	(011) 611-4181	札幌市
	江別市及び三郡	067 江別市4条7丁目江別商工会議所2階	(011) 383-2136	江別市、石狩郡、厚田郡、浜益郡
	千歳市	066 千歳市東雲町1丁目10-2	(0123) 24-3549	千歳市
	恵庭市	061-14 恵庭市恵み野北3丁目1-1 恵庭R Bパークセンタービル3階	(0123) 37-5236	恵庭市
	北広島市	061-11 札幌郡広島町北進町1丁目5-2 急病センター内	(011) 373-6344	札幌郡(広島町)
道南	函館市	040 函館市元町33-19	(0138) 26-1619	函館市
	渡島	040 函館市大森町21-12 シャトーム大森2-201号	(0138) 27-1246	茅部郡、山越郡、亀田郡、上磯郡、松前郡
	檜山	043 桧山郡江差町字茂尻町295 医療法人今川病院内	(01395) 2-1081	桧山郡、爾志郡、奥尻郡
	北都桧山	049-43 瀬棚郡今金町字今金48-13 岩間医院内	(01378) 2-0057	瀬棚郡、久遠郡
後志	小樽市	047 小樽市富岡1丁目5-15	(0134) 22-4111	小樽市
	寿都	048-04 寿都郡寿都町字新栄町166 道立寿都病院内	(01366) 2-2411	寿都郡、島牧郡
	羊蹄	044 虻田郡倶知安町北4条東1丁目2 厚生連総合病院倶知安厚生病院内	(0136) 22-1141	虻田郡(倶知安町、喜茂別町、京極町、留寿都村、真狩村、ニセコ町)、磯谷郡(蘭越町)
	岩内古宇郡	045 岩内郡岩内町字万代1-4 ホテルうきよ内	(0135) 62-1201	岩内郡、古宇郡
	余市	046 余市郡余市町黒川町7丁目13 医療法人倫仁会小嶋病院内	(0135) 22-2245	余市郡、占平郡、積丹郡
日胆	室蘭市	050 室蘭市東町4丁目20-6	(0143) 45-4393	室蘭市、登別市
	胆振西部	052 伊達市末永町39-8 看護高等専修学校内	(0142) 25-6565	伊達市、有珠郡、虻田郡(虻田町、豊浦町、洞爺村)
	苫小牧市	053 苫小牧市旭町2丁目4-20	(0144) 33-4720	苫小牧市、白老郡、勇払郡(占冠村を除く)
	日高	057 浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2-1 総合病院浦河赤十字病院内	(01462) 2-5111	浦河郡、様似郡、幌泉郡、静内郡、沙流郡、三石郡、新冠郡
空知	岩見沢市	068 岩見沢市10条3丁目1-4	(0126) 22-5347	岩見沢市、空知郡(栗沢町美流渡、北村)
	空知南部	069-15 夕張郡栗山町松風3丁目124 藤森教子方	(01237) 2-0679	夕張郡(栗山町、長沼町、由仁町)、空知郡(南幌町、栗沢町)
	夕張市	068-04 夕張市本町3丁目31 夕張商工会館内	(01235) 2-2861	夕張市
	三笠市	068-21 三笠市高美町444 ふれあい健康センター内	(01267) 2-8245	三笠市
	美瑛市	072 美瑛市西3条南3丁目6-3 美瑛市保健センター内	(01266) 2-3451	美瑛市、樺戸郡(月形町)
	空知	073-01 砂川市西6条北5丁目1-15	(0125) 54-2313	歌志内市、砂川市、空知郡(上砂川町、奈井江町)、樺戸郡(浦臼町、新十津川町花月)
	滝川市	073 滝川市新町2丁目8-10 医師会立看護学院内	(0125) 24-8744	滝川市、樺戸郡(花月を除く新十津川町)
	赤平市	079-12 赤平市平岸新光町2丁目1	(0125) 38-8331	赤平市
道北	芦別市	075 芦別市北1条東1丁目5 東北ビル5階	(01242) 3-0973	芦別市
	旭川市	070 旭川市金星町1丁目1-50	(0166) 23-5728	旭川市
	深川	074 深川市北光町2丁目11-12	(0164) 23-4406	深川市、雨竜郡
	富良野	076 富良野市本町7-10 富良野商工会議所会館3階	(0167) 22-2767	富良野市、空知郡(南富良野町、中富良野町、上富良野町)、勇払郡(占冠村)
	上川郡中央	071-02 上川郡美瑛町原野5線 井原商店内	(0166) 92-4167	上川郡(美瑛町、鷹栖町、東神楽町、東川町、当麻町、愛別町、上川町、比布町)
	上川北部	096 名寄市西5条北2丁目 医師会附属看護学院内	(01654) 2-5311	名寄市、士別市、上川郡(下川町、風連町、朝日町、剣淵町、和寒町)、中川郡
	留萌	077 留萌市錦町1丁目	(0164) 43-2020	留萌市、留萌郡、増毛郡、苫前郡
	宗谷	097 稚内市大黒2丁目6-44 藤野整形外科医院内	(0162) 24-1510	稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、天塩郡
	北見	090 北見市北6条西2丁目 北見医療センター内	(0157) 23-2787	北見市、常呂郡(常呂町、佐呂間町を除く)
	紋別	094 紋別市花園町1丁目3-3 看護高等専修学校内	(01582) 4-3795	紋別市、紋別郡(滝上町、興部町、雄武町、西興部村)
北見	遠軽	099-04 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 医師会立看護高等専修学校内	(01584) 2-7710	紋別郡(遠軽町、湧別町、丸瀬布町、白滝村、生田原町、上湧別町)、常呂郡(佐呂間町)
	美幌	092 網走郡美幌町字仲町2丁目 医師会立附属看護学院内	(01527) 2-4849	網走郡(美幌町、津別町、女満別町)
	網走	093 網走市北3条西4丁目1 市立看護高等専修学校内	(0152) 44-2386	網走市、網走郡(東藻琴村)、斜里郡、常呂郡(常呂町)
	帯広市	080 帯広市東3条南11丁目2	(0155) 24-2802	帯広市
	十勝	082 中川郡池田町西2条5丁目	(01557) 2-6395	十勝郡、中川郡、足寄郡、河内郡、河東郡、広尾郡、上川郡(新得町、清水町)
道東	釧路市	085 釧路市幣舞町4-30	(0154) 41-3626	釧路市
	釧路国	088-15 厚岸郡浜中町大字霧多布5の通51 浜中町立浜中診療所内	(0153) 62-2233	厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、釧路郡
	釧路市外三郡	087 根室市花咲町2丁目13 岡田医院内	(01532) 4-2561	根室市、野付郡、標津郡、目梨郡
	北海道大学	060 札幌市北区北14条西5丁目 北海道大学医学部附属病院内	(011) 716-1161(内5605)	北海道大学
医育	札幌医科大学	060 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属総合病院内	(011) 611-2111(内3126)	札幌医科大学
	旭川医科大学	078 旭川市西神楽4線5号3-11 旭川医科大学内	(0166) 65-2111(内2114)	旭川医科大学



TEL 011-726-7701(代) FAX 011-726-7702